

教職員 各位

保健管理センター所長
寶 學 英 隆

6ヶ月以上の海外派遣前・帰国後における健康診断の実施について(通知)

本学の保健衛生管理については、日頃よりご配慮頂きありがとうございます。
さて、労働安全衛生法上、6ヶ月以上の海外出張(研修)をする教職員
(労働者)につきましては、派遣前・帰国後に健康診断を受けて頂く必要が
ございます。ついては、該当する教職員は、下記のとおり保健管理センター
までご相談頂きますようお願いいたします。また、貴研究室、貴係等において
該当者がいる場合は、派遣前、帰国後に該当者にご確認をお願いいたします。

記

派遣前:原則、派遣の1ヶ月前までに保健管理センターにご相談ください。

帰国後:原則、帰国後1ヶ月以内に保健管理センターにご相談ください。

※ 検査項目によっては、省略可能な場合や保健管理センターで受検できない
項目(外部機関で受診)がありますので、事前にご相談願います。

※ 保健管理センターに相談の上、外部機関での受診が必要であると判断
した検査項目にかかる費用については、立替払い請求により大学に請求する
ことができます。手続きに費用な書類などについても保健管理センターに
ご確認ください。

【本件に関する問合せ先】

保健管理センター 内線 5108

奈良先端科学技術大学院大学

保健管理センター

〒630-0192

奈良県生駒市高山町 8916-5

(0743)72-5108

[email:hcc@hcc.naist.jp](mailto:hcc@hcc.naist.jp)

このメールに添付ファイルがある場合は、
本学情報セキュリティポリシーに基づく
情報の格付区分「機密性2」に相当します。